

# 町村職員としての 誇りある生き方



木佐 茂男

(九州大学大学院法学研究院)

1950年、島根県生まれ。京都大学大学院、北海道大学法学部教授を経て、現在九州大学大学院法学研究院教授。専門は行政法であるが、研究領域は地方自治、裁判制度、まちづくりなど多岐にわたる。全国の職員研修のあり方に一石を投じた北海道土曜講座の開設や自治基本条例のモデルともいえる北海道ニセコ町まちづくり基本条例の仕掛け人。

自治体「合併」は、人間社会の「結婚」に喩えられることが多い。気楽な独身を貫こうと思っていたにもかかわらず、親や親戚（国や県に当たるか）が勝手に選んだ相手と見合い結婚させる場合もあるだろう。結婚は、これまで別々の環境で生きてきた二人が共同生活を送るのであるから、氏の問題、財布の中身や家の分担、本拠地の問題、寿退職の有無など、具体的な話の詰めがいる。特

に、弱い立場にある女性であれば、妥協しなければならない事柄も多く、次第にブルーな気持ちになっていく。

今、多くの小規模の町村職員には、「合併」という公務員人生最大の一大事が迫っている。過去の合併では吸収された形の旧町村職員は、おおむね不利な人事上の処遇を受けてきたようと思える。

私の故郷で市長をしている高校の

親友が、かつて助役であった4～5年前のある日、真剣な面持ちで私に自治体法務研修の講師を依頼してきた。「いずれ合併に巻き込まれる。その時、自分の部下たちが退職や閑職に追いやられるのを回避したい」。彼は、かつて地元で起きた中と小の銀行の合併で、小規模銀行出身の行員がスキルについていけずに、最終的に自主退職をしていった悲劇を例にとり、「職員に論理的法的処理能

力を身につけさせ、大きい市との合併でも生き残れるように」と考えたのだ。

私は、ここ15年以上、全国の自治体職員と自治体法務・政策法務をテーマとした自主研究会のお世話をしている。北海道から九州に移り4年目になる現在は、熊本を本拠地とする九州自治体法務研究会である。正直に言うと、南北には大きな違いがある。九州では、法務に関心を持つ職員は少数で、政策全般に関する県・市町村・住民などの交流も乏しい。いわんや県境を越えたネットワークの弱さは顕著であり、職員の自己啓発意欲の北高南低が窺える。かつて、北海道の研究会メンバーの中から現ニセコ町長が誕生し、自主研の仲間が同町のまちづくり基本条例作りに多数関与した実績がある。北海道の場合、構成メンバーは、道を含む自治体職員、市民、議員、弁護士、研究者、大学院生など多種多様であり、地理的広がり、ネットワークと参加者の向学心も大したものであった。全国規模の出版社から翻訳書や法務教科書も出した。

研究会参加職員によると、九州では自己啓発は人に隠れて行わなければならぬという。バチンコで昼

休みを過ぎて職場に戻り「5千円負けた」と言い、ゴルフで休暇を取るとは公言できても、法律の勉強で年休を使い、私費も出すと言うことはばかられる風土があると聞く。組織も職員も学習しない環境は、地域全体の地盤沈下をもたらす。例えば情報公開制度の法的意義も使い途も知らない職員は、住民の生活・権利どころか、自分の権利も守れない。

7～8年ほど前、北海道で、自己研鑽のためパソコンすら買わない職員に研究会の案内を流す必要はないという職員の発言をきっかけに、私は封書やファクスでの案内を中止した。

それでも、意欲のある人材は自腹を切って参加し続けている。九州自治体法務研究会では、これまでの研究編に加え、4月から法務基礎編の勉強会も始める。もちろん受講費用は個人負担である。

一つの自治体枠に囚われず、日頃から情報収集のネットワークを拡げ、法的な判断能力に基づいて政策推進のできる自治体は、どんなに小さくても、次第に無視できない信頼というブランドを地道に築いていく。その付加価値が、結婚（合併）に際しても高い取引材料となるはずである。

## 町村会からのお知らせ

九州自治体法務研究会では、熊本県内の自治体職員、議員、研究者、弁護士、大学院生はもとより福岡、宮崎、鹿児島の自治体職員、議員参加のもと、隔月開催で自主的な法務研究会を開催しています。本研究会は、本稿で執筆いただいた木佐先生を代表に選出し7月の全国大会に向け精力的な活動を開始いたしました。九州から全国に新たな問題提起、情報発信が出来るようがんばっています。あなたも一員になりますか。

また従来から要望の多かった法務基礎編の研修会もいよいよスタート。4月10日に第一回目を開催します。県内自治体の意欲ある職員の参加をお待ちしています。

連絡先

熊本県町村会 総務課  
TEL 096-368-0011  
FAX 096-368-0004  
E-mail:choson@c-kumamoto.gr.jp